

(参 考 2)

昭和 6 0 年 8 月 8 日
 (アクション・プログラム実行推進委員会)
 (抜 粋)

各省庁アクション・プログラム推進委員会の設置

省 庁 名	名 称	設置月日	担 当 部 局
総 理 府	アクション・プログラム推進委員会	8. 1	大臣官房総務課
総 務 庁	アクション・プログラム推進委員会	7. 30	長官官房総務課
北海道開発庁	アクション・プログラム推進委員会	7. 30	総務課
防 衛 庁	アクション・プログラム推進委員会	7. 31	装備局管理課
経済企画庁	アクション・プログラム推進委員会	8. 6	調整局調整課
科学技術庁	アクション・プログラム推進委員会	7. 30	長官官房総務課
環 境 庁	アクション・プログラム推進委員会	7. 30	長官官房総務課
沖縄開発庁	アクション・プログラム推進委員会	8. 1	総務局総務課
国 土 庁	アクション・プログラム推進委員会	7. 31	長官官房総務課
警 察 庁	アクション・プログラム推進委員会	8. 5	長官官房企画課
法 務 省	アクション・プログラム推進委員会	7. 30	大臣官房総務課
外 務 省	アクション・プログラム推進委員会	7. 30	経済局総務参事官室
六 農 省	アクション・プログラム推進委員会	7. 30	六三官房調査企画課
六 郵 省	アクション・プログラム推進委員会	8. 1	六三官房総務課
厚 生 省	アクション・プログラム推進委員会	8. 1	六三官房市場開放対策室
農林水産省	アクション・プログラム推進委員会	8. 1	経済局国際経済課
通商産業省	アクション・プログラム推進委員会	7. 30	通商政策局総務課
運 輸 省	アクション・プログラム推進委員会	7. 31	国際運輸課光局政策課
郵 政 省	アクション・プログラム推進委員会	7. 30	大臣官房企画課
労 働 省	市場アクセス改善のためのアクション・プログラム推進委員会	7. 31	大臣官房政策調査部総合政策課
建 設 省	アクション・プログラム推進委員会	7. 30	大臣官房政策課
自 治 省	アクション・プログラム推進委員会	7. 30	大臣官房企画室

(注) 総理府には、総理府本府のほか、公正取引委員会、公害等調整委員会及び宮内庁が含まれる。

基準認証制度等改善査察官及び政府調達相談窓口の設置

省 庁 名	基準認証制度等改善査察官の官職（ ）は 設置月日	政府調達相談窓口の 担当部局
総 理 府	—	大臣官房会計課
総 務 庁	—	長官官房会計課
北海道開発庁	—	総務課
防 衛 庁	—	調達実施本部調整課
経済企画庁	—	長官官房会計課
科学技術庁	—	長官官房会計課
環 境 庁	長官官房審議官（官房担当）（7. 30）	長官官房会計課
沖縄開発庁	—	総務局会計課
国 土 庁	—	長官官房会計課
警 察 庁	長官官房審議官（8. 5）	長官官房会計課
法 務 省	—	大臣官房会計課
外 務 省	—	大臣官房会計課病達室
大 蔵 省	大臣官房審議官（8. 2）	大臣官房会計課
文 部 省	大臣官房長（8. 1）	大臣官房会計課
厚 生 省	総務審議官（8. 1）	大臣官房会計課
農林水産省	総務審議官（8. 1）	大臣官房経理課
通商産業省	総務審議官（7. 30）	大臣官房会計課
運 輸 省	国際運輸銀光局次長（8. 7）	大臣官房会計課
郵 政 省	大臣官房審議官（8. 2）	大臣官房資材部購買課
労 働 省	労働基準局安全衛生部長（7. 31）	大臣官房会計課
建 設 省	総務審議官（7. 30）	大臣官房会計課
自 治 省	消防庁技術監理官（7. 30）	大臣官房会計課

（注）総理府のうち、公正取引委員会及び官内庁の政府調達相談窓口の担当部局は、それぞれ、公正取引委員会事務局官房庶務課及び官内庁長官官房主計課である。

規格・基準の制定又は改正に係る透明性の確保に関する指針

規格・基準の作成過程における透明性を確保するため、原案作成過程において、案を提示しつつ、外国人を含む関係者から意見の聴取を行う機会を設けるほか、すべての審議会、審議会の専門委員会等で、規格・基準の制定又は改正に関する原案を作成する過程において、常に、外国関係者が参加ないし出席し、意見をのべることができることとする。その実施要領は下記のとおりとする。

記

Ⅰ. 原案の提示及び意見聴取の機会の設置

1. 規格・基準の設定又は改正に関する原案作成過程において、案を提示しつつ、外国人を含む関係者から意見の聴取を行う機会を設けることとし、下記Ⅱ3. (2)の方法に従って次の事項に関して公示を行うものとする。

- (1) 規格・基準の名称又は概要
- (2) 原案の提示方法
- (3) 意見聴取の機会の設置方法
- (4) 担当窓口

2. かかる公示に当たっては、規格・基準の原案作成段階において、外国関係者の意見聴取につき十分な機会が与えられるよう配慮するものとする。

Ⅱ. 審議会等への外国関係者の参加等

1. 外国関係者の範囲

① 外国国籍を有する者、② 日本国籍を有する者で外資系企業に勤務するもの等

2. 参加等を認める審議会等

規格・基準の制定又は改正について検討を行うすべての審議会等（各省庁の委託を受けて規格、基準の原案等の策定を行う民間団体に設置される検討委員会等を含む。以下同じ。別紙参照）

3. 参加等に関する事前公示

(1) 公示の内容

- ① 規格、基準の名称又は概要
- ② 審議会等の名称
- ③ 検討のスケジュール
- ④ 参加等を認める外国関係者
- ⑤ 外国関係者の参加等の形態

⑥ 外国関係者の参加等のための手続き

① 担当窓口

(2) 公示の方法

① 緊急の事由のある場合を除き、各省庁の広報誌（民間団体で検討が行われるものにあつては当該団体の広報誌を含む。）又は官報への掲載により行う。

② 可能な限り関係国在日大使館又は関係在日外国商工会議所へ通知する。

③ その他必要に応じて記者発表、業界紙への掲載、関係業界への通知等により行う。

(3) 公示の時期

緊急の事由のある場合を除き、審議会等の最初の開催日（あらかじめ参加等を認める日が決まっている場合にあつては当該日）の3週間前までに行う。

4. 参加等の形態

委員、特別委員、専門委員等（以下「委員等」という。国家意思の形成に参画する委員等にあつては日本国籍を有する者に限る。）又は意見陳述人

5. その他

外国関係者の意見については、その処理結果につき意見陳述者に連絡するものとする。

(別紙)

審議会等の名称	関係法令名
(1)食品衛生調査会	食品衛生法
(2)生活環境審議会	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
(3)中央薬事審議会	薬事法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
(4)農業資材審議会(農薬部会、飼料部会)	農薬取締法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
(5)農業機械化審議会	農業機械化促進法
(6)農林物資規格調査会	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律
(7)化学品審議会	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
(8)計量行政審議会	計量法
(9)日本工業標準調査会	工業標準化法
(10)運輸技術審議会※	道路運送車両法
(11)電気通信審議会	電気通信事業法
(12)電気通信技術審議会、(13)電波監理審議会	電波法
(14)建築技術審査委員会	建築基準法
(15)消防機器等規格検討委員会	消防法
(16)基準原案作成委員会	消費生活用製品安全法、電気用品取締法、ガス事業法、高圧ガス取締法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、工業標準化法、労働安全衛生法

※ 運輸技術審議会は、基本的方針を検討するものであり、規格・基準の制定又は改正について検討するものではない。

標準的事務処理期間について

60・9・30

1. 市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格（昭和60年7月30日）に基づき、各認証手続きについて、可能な限りその簡素化・迅速化を図るとともに、各手続き毎に、標準的な事務処理期間を定め、当該期間内に処理できない場合には、その旨及びその理由を申請者に示すこととする。
2. 各省庁において定めた標準的業務処理期間は、別添のとおり（認証手続のないものを除く26法律、276項目）である。
3. 各省庁は、各手続きの処理に当たっては、標準的業務処理期間内であってもできる限り速やかに行うものとする。
4. 標準的業務処理期間については、国際的水準等を勘案しつつ、必要に応じて見直すものとする。
5. 別添の標準的業務処理期間は、備考欄に例外的な計算方法が記載されている場合を除き、各省庁の所管部局（都道府県その他の機関が許可等の処分を行うこととされているものにあつては当該機関）が申請を受理した日から許可等の処分（却下処分等を含む。）を行う日までの期間について定められたものである。ただし、申請書類の不備の補正に要する期間、申請者において検査を受ける準備に要する期間及び照会事項に対して申請者から回答がなされるまでの期間は含まない。（事務処理期間が法定されている場合は、その計算方法による。）

1. 国の法令等に基づく基準・認証制度の創設（既存制度の拡大・強化（注）を含む。以下同じ。）は原則として行わないものとする。

2. ただし、例外的にこれを行う場合においてはその必要性及び当該制度の内容が妥当なものであるか否かを以下のような手続きにより厳正に審査するものとする。

(1) 基準・認証制度の創設を行おうとする場合、制度を所管する省庁は、予め、別紙様式（例）により当該制度の概要、必要性、国際条約等に基づく統一された基準・認証制度との関係又は諸外国における類似の制度との比較、対象となる製品の輸入に与える影響についてアクション・プログラム実行推進委員会基準・認証制度等部会の事務局である内閣官房に連絡する。

内閣官房は、アクション・プログラム実行推進委員会基準・認証制度等部会の関係局長会議の議を経て、同部会にこれを付議する。同部会は、我が国市場へのアクセスに与える影響という観点から厳正にこれを審査する。

(2) ただし、①国際条約に基づき、その実施が義務付けられている基準・認証制度を創設する場合及び既存制度のうち過去5年間にわたり対象製品の輸入実績がなく（制度の存在自体が輸入を阻害している場合を除く。）、かつ、外国等から当該制度に関する改善方の要望が出されておらず、また、当面それが予想されない制度の変更の場合には、その旨を確認の上、原則として内閣官房限りで処理することとする。②既存制度の拡大・強化のうち、技術進歩等に伴う規格・基準の項目増加等については、我が国市場へのアクセスに与える影響の程度に応じて同部会への付議を省略し、関係局長会議若しくは関係課長会議限りで又は内閣官房限りで処理することができることとする。

(3) なお、内閣官房は制度を所管する省庁から上記連絡を受けた後速やかにその処理を図る。原則として、①については1週間以内、②については2週間以内、それ以外については1か月以内に処理を終了することとし、この期間内に処理しえない場合には、その旨を明らかにする。

3. 制度を所管する省庁は、アクション・プログラム実行推進委員会基準・認証制度等部会の審査を受けた後ガット通報等の手続きをとるものとする。

（注）既存制度の拡大・強化とは、対象品目の増加、規格・基準の項目増加又は強化等を含む。既存制度の変更を行おうとする際、これが制度の拡大・強化に該当するか否かが不明の場合、当該制度を所管する省庁はその旨内閣官房に申し出ることとする。

(別紙様式(例))

〇 〇 省

〇〇〇〇〇〇制度の創設(拡充・強化)

1. 〇〇〇〇〇〇制度(の拡充・強化)の概要

2. 制度の創設(拡充・強化)の必要性

3. 国際条約等に基づく統一された基準・認証制度との関係又は諸外国における類似の制度との比較

4. 制度の創設(拡充・強化)が対象となる製品の輸入に与える影響

非政府機関の基準・認証制度の総点検等に関するガイドライン

1. 各省庁は、外国産品の我が国市場へのアクセスの改善を図るため、所管の特殊法人、認可法人及び公益法人その他所管分野の民間団体（以下「所管の非政府機関」という。）の基準・認証制度について、このガイドラインの定めるところにより、総点検及び改善指導（以下「総点検等」という。）を行うものとする。

2. 総点検等の対象範囲

総点検等の対象範囲は、次に掲げる基準・認証制度とする。ただし、過去5年間にわたり輸入実績がなく（制度の存在自体が輸入を阻害しているため、輸入実績がない場合を除く。）、かつ、外国等から改善の要望が出されておらず、また、当面これが予想されないものを除く。

(1) 産品を対象とする基準・認証制度

(2) 施設、設備等を対象とする基準・認証制度で、その効果として当該施設、設備等の構成要素である産品につき一定の基準を要求するもの

3. 総点検等の視点

(1) 特殊法人及び認可法人の基準・認証制度並びに公益法人及び民間団体の基準・認証制度で当該基準・認証制度について補助金を交付する等国の関与の度合いが強いものについては、市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格（昭和60年7月30日政府・与党対外経済対策推進本部決定）各論第3章別紙2の1（既存の基準・認証制度の総点検と改善）に定める基本的考え方（内外無差別の確保を含む。）に準じて、総点検等を行う。

(2) (1)以外の非政府機関の基準・認証制度については、外国産品が我が国市場において競争上不利な扱いとならないよう、次に掲げる事項に配慮して基準・認証制度の改善及び適切な運用を図るとの視点に立って、総点検等を行う。

① 内外無差別の確保

- イ. 外国産品供給者による直接申請及び証明取得
- ロ. 検査方式についての内外無差別の確保

② 透明性の確保

- イ. 基準・認証制度に関する説明書の作成及び公開
- ロ. 内外の具体的要請に対処する窓口の設置
- ハ. 基準の原案作成過程における外国人等からの意見聴取機会の設定
- ニ. 基準の原案作成の検討予定についての業界誌等による内外関係者への周知

③ 外国検査データの受入れ、外国検査機関の積極的活用

④ 基準の明確化、国際基準への整合化

⑤ 認証手続の簡素化・迅速化

4. 総点検等の手順

(1) 総点検及び改善指導

各省庁は、所管の非政府機関の基準・認証制度について総点検を実施し、遅くとも昭和61年度から必要な改善が実施されるよう当該非政府機関を指導するものとする。

(2) 部会への報告等

各省庁は、(1)による総点検及び改善指導の結果を別記様式により昭和61年3月15日(土)までに内閣官房へ提出するとともに、3月末までにアクション・プログラム実行推進委員会基準・認証制度等部会に報告するものとする。

5. 基準・認証制度の創設

各省庁は、所管の非政府機関で上記3(1)に規定するものにあつては基準・認証制度の創設(既存制度の拡充・強化を含む。以下同じ。)を原則として行わないよう、また、例外的にこれを行う場合においても上記3(1)の基本的考え方に準じて行うよう、その他の非政府機関にあつては基準・認証制度の創設を行う場合には上記3(2)の視点に立つて行うよう、それぞれ当該非政府機関を指導するものとする。

別記様式

制度名	総点検の結果	改善指導の内容	指導の方法・時期	備考
○ ○ 制度 (法人(団体)名)	(1) 内外無差別の確保			補助金 等の有 無
	(2) 透明性の確保			